

# 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について

車いす（同付属品）、特殊寝台（同付属品）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）、自動排泄処理装置について、原則、軽度者（要支援1・2、要介護1 ※ただし、自動排泄処理装置については要介護2および要介護3も含む）の方はレンタルすることが出来ません。しかしながら、下記の三つの例外に該当する場合は、レンタルができます。

## 【例外1】

次の表の定めるところにより、調査票の基本調査を用い、貸与基準とします。

認定調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が可能です。なお、確認依頼書の提出は不要です。

《老企第36号第2の9(2)の①のアの表》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」 ※
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2.できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4.全介助」以外

オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に立ち上がりが困難な者  （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1－8 「3.できない」 基本調査 2－1 「3.一部介助」又は「4.全介助」 ※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 （一）排便が全介助を必要とする者 （二）移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2－6 「4. 全介助」 基本調査 2－1 「4. 全介助」

## 【例外 2】

上記表の※部分、アの（二）及び、オの（三）については、該当する認定調査結果がありません。主治医等からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、**ケアマネジャーが必要だと判断した場合は、レンタルができます。確認依頼書の提出は不要です。**

ただし、これまでと同様、判断基準の運用を行ってください。

### 《判断基準の運用》

#### ◆ 算定根拠となる判断結果の記録・保存について

- ① 給付貸与の必要性を判断した、サービス担当者会議録等及び関係書類
- ② 居宅サービス計画への記録
- ③ 居宅サービス計画の見直す頻度は、必要に応じて随時（担当者会議を開くごと等）。

※記録書類は、事業所ごとに一貫性（様式の統一やまとめ方など）のあるものとし、全ての書類が利用終了後、5年保存としてください。

#### ◆ サービス担当者会議等における解釈の取扱い

- ① 主治医からの情報を取得する。
- ② 「適切な助言が可能なる者」とは、対象者が利用している事業所のヘルパー、通院している医療機関の理学療法士など、日常生活の状態像を客観的に判断できる者を示す。有資格者であることは求めない。
- ③ サービス担当者会議等に想定される出席者は、主治医、リハビリ担当者、ヘルパー等・サービス担当事業者(福祉用具専門相談員等)、被保険者・家族などである。状況や必要に応じて判断する情報が得られればよい。
- ④ 判断材料となる情報は、出席者の会議による記録、電話による記録、FAX 等による記録などの方法も考えられるが、各関係者がどのように判断したかを書面により記録し、必ず保存すること。
- ⑤ サービス担当者会議において、具体的に必要と思われる判断材料

<車いす>

ア. 被保険者の心身状況(移動能力)を示す情報

- ・杖や歩行器を使用したときの状況の検証、路面状況に対する歩行能力や車いす利用時の操作能力・判断能力等の適合性の検証など。

イ. 被保険者の生活環境(移動経路の路面状況)を示す情報

- ・日常生活範囲で、信号の有無・実際に通る路面等の状況、利用可能な公共交通機関等の有無の検証など

### 【例外3】

次の i ～ iii までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行い、確認依頼書の提出（下記表記の“市長の確認と提出後の見直しについて”参照）を行った場合は福祉用具のレンタルができます。

◆例外給付の対象者（下記 i ～ iii のいずれかに該当する者）

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイになることが確実に見込まれる者
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できる者

※第95号告示第25号のイとは（厚生労働大臣が定める者等 平成24年4月1日 厚告95）

- (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
  - (一) 日常的に歩行が困難な者
  - (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
  - (一) 日常的に起きあがり困難な者
  - (二) 日常的に寝返りが困難な者
- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
- (4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
  - (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
  - (二) 移動において全介助を必要としない者
- (5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 次のいずれかに該当する者
  - (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
  - (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
  - (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
- (6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者
  - (一) 排便において全介助を必要とする者
  - (二) 移乗において全介助を必要とする者

#### 《参考》具体的な状態像や疾患の事例

あくまでも、状態像の例です。医学的な所見によって、利用者の状態像が i ～ iii に該当するか否かを判断します。

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
i 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、昼からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
ii 急性増悪	末期がんにより、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台

iii 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要がある、畳からいすへの移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

#### ◆ 判断方法・順番

- ア 医師の意見(医学的な所見)に基づき判断され、
- イ サービス担当者会議を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていること
- ウ ア及びイを市長が確認していること

#### ◆ 市長の確認と提出後の見直しについて

(1) 下記①から④の書類を、本市高齢介護課管理給付適正担当まで窓口提出又は郵送し、市の確認を依頼します。

- ①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼書
- ②医学的な所見の確認書類(写)
- ③サービス担当者会議録(写)
- ④ケアプラン1表2表(介護予防ケアプラン(1), (2))(写)

[注意]

1. 提出漏れ、記載漏れがある場合は返却となる場合があるので十分に事前確認を願います。
2. 医学的所見の確認は、上記 i ~ iii のいずれかに該当するかを明確にしてください。

**※“介護ベッドが必要”等、必要性のみの記載では、確認ができないことがあります。**

(2) 担当が書類の内容等を確認します。確認後、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)管理者宛に『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認結果通知書』を郵送します。

※確認依頼書の受付から一週間を目安に結果をお知らせ致します。

(3) 福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等が、要支援1・2の利用者については介護予防ケアプランの評価、要介護1の利用者はモニタリングによって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録してください。

ケアマネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」、または種目変更等が必要となれば再度、確認依頼書の提出をしてください。

#### ◆ 暫定プランの取り扱いについて

新規で認定申請中かつ軽度者になる可能性のある利用者で、福祉用具の貸与を必要とする方についても、確認依頼書の提出が必要です。医師の所見を確認した上で、提出をお願い致します。なお、ケアプランは暫定プランでの提出となります。

◆ **確認通知前の貸与について**

確認通知前到着前であっても、利用者に対し自費負担の可能性を説明することを前提とする貸与を行うことについては差し支えありません。

◆ **保険給付の遡及について**

下記の①②の日付を比較し、後の日付から保険給付を認めます。ただし、必要に応じて随時見直しを行っている場合等、適正に給付を行っている場合に限りです。適正に行っていない場合は、受付日からとなります。

①「利用開始日」(確認依頼書に記載)
②確認依頼書の受付日の前日から起算し、30日遡った日

<例1>

利用開始日	受付日	確認通知
9/3	10/1	10/10

⇒9/3=給付開始

<例2>

利用開始日	<受付日前日から30日前>	受付日	確認通知
9/20	9/25	10/25	11/5

⇒9/25=給付開始

◆ **「医師の意見(医学的所見)」の再度活用について**

新たに軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼を行ってから、終了日まで短期間(2か月以内)で区分変更又は更新申請を行う場合でも、再提出が必要になりますが、状態に変化が見られない利用者(要介護度(要支援認度)の変更がない利用者)に限り更新認定前に取得した「医師の意見(医学的所見)」を再度活用する扱いで差し支えないものとします。

<例1> 要介護1(3/1~9/30) → **更新** → 要介護1(10/1~)

利用開始日	認定更新日	確認再提出日
9/1	10/1	10/5

⇒「医師の意見(医学的所見)」を再度活用が可能

<例2> 要介護1(3/1~9/30) → **更新** → 要介護1(10/1~)

利用開始日	認定更新日	確認再提出日
7/25	10/1	10/5

⇒「医師の意見(医学的所見)」を再度活用は不可

※あらためて入手・聴取した「医師の意見(医学的所見)」をもとに確認依頼書類を作成してください。

【作成元・問合せ先】

上尾市健康福祉部  
 高齢介護課 管理給付適正担当  
 TEL 048-775-6473